

建廃の下請運搬、請負代金500万円以下など

廃棄物処理法改正省令、公布で規定

優良産廃処理業者、熱回収施設設置の認定基準定める

昨年6月に成立した改正廃棄物処理法が本邦に12月に閣議決定され施行令の一部を改正する政令に依り、施行規則等の一部を改正する命令が昭和26年1月に公布された。今回の改正では廃棄物の排出責任を元請に「元化する」として改められた。例的下請人が自己の運搬し下請人の廃棄物のみなす場合の条件が、請負代金が500万円以下の建設工事であるとしたと定めた。また、従来の優良性評価制度が廃止され優良産廃処理業者の認定制度や熱回取施設設置者の認定制度も示した。

改正法では第2条の3工事(建築物等の新設並びに建設・増築等の発生する産業廃棄物の排出者を元請業者としている。しかし、例外的な措置が盛り込まれておる、第2条の3第2項では、下請負人が自己の廃棄物の運搬を行う場合には、当該下請負人を業者ととした場合には被付の請負代金額が500万円以下であるのが該当する。また、同様に運搬される場合は、当該下請負人を業者とみなし、当該廃棄物を下請負人の廃棄物みなす」としてある。今回の省令では、立場どおりであるが、

明記がない場合は区分)	運搬される廃棄物 当該廃棄物を生じる事業場の所在地の属する都道府県または該都道府県に	隣接する都道府県の区域 内にある施設(構造物)	する廃棄物等が対象となる。	利用が可能であること	や、直前の年の営業年	度のうちにおいてかの営業
			または保管の場所を含み、元請業者が所有権を有するもの)に運搬され認定制度の条件による來	許可の有効期限が7年となる優良産廃処理業者	法人税を納付してい	金性の損益を算出する
					法人税を納付してい	度の認定基準にしては

の評議制度の項目に加え、電子マニフェストの利用が可能であること	年度における廃棄物本比率が10%以上である	ひととんど未定だ。	熱却時の熱利用率を高め、運搬時に新たに創設した	熱回収施設設置者認定制度の認定基準にしては、